

12月市議会報告 (要約、抜粋)

一筆ごとの換地の審議がされていない。2次案発表を中止せよ

山崎陽一議員

山崎: 審議会で、一軒、一軒の換地の審議がなされているか？

市長: 意見要望書を出した人の見直しと、その影響を考慮し全ての街区に対し見直し作業を行っており、最終的には、第2次換地設計案について審議会に示し意見をいただく。

参事: 一軒一軒は審議会で審議していないが、意見要望を受け、変わってきているのでブロックの中で説明した。

山崎: 一軒一軒の換地が照応の原則にあっているか、公平・公正に出来たかをやっていないなら、何のための審議会か。

参事: 照応の原則は総合的なバランスの中で、施行者として責任を持って対応している。

山崎: 総合的に、総合的にというのでは審議したことにならない。

例えば、山崎陽一の所は図を示し、照応の原則に合っているか、やったのか？

参事: 一軒一軒やっているかではなく、あくまでも、権利者の意見・要望が優先されるので施行者が責任を持って確認している。

山崎: 施行者が確認しているかではなく、審議委員の意見を聞き、審議委員が納得しているか？

見解

審議会で説明したのは、換地について意見を書いた人と、その影響で換地案が変更した人で、全ての画地はやっていない。

総合的なバランスとは、市が都合の良いようにやりたいということだ。

山崎: つまり、一軒一軒やっていないということだ。そうすると、1次の換地案で角地の照応ができていなかったり、地続きで住んでいる親子が道を隔てた所に換地された等あったが、こういったものも今後、出てくるということか？

参事：基本的には照応の原則で従前の近くにするのが基本だが、どうしても、従前地の周辺に割り込みが出来なければ、結果として飛んでいることもある。

山崎：一軒一軒、図を示し、審議議員に説明し、意見を聞くべきだ。

墓地・井戸跡地に換地される可能性あり

山崎：約束した墓地、井戸跡地の聞き取り調査を聞きたい。

市長：平成 18 年 5 月の審議会で「お年寄り等に聞き取りをし、現況調査をする」と答えた。しかし、現実的に土地利用している現状を勘案し、権利者に不利益となるので、墓地は登記簿上での調査にとどめている。

山崎：現に使っているその人に不利益というが、ならば、知らずにそこに行った人に不利益はないのか？

井戸跡の調査をするのは、換地設計が済んだ後とのことでは、「後出しじゃんけん」みたいなもの。2 次案発表の前にやらなければ、地権者が自分の換地に関し意見が書けない。

山崎：1 次の意見書の換地に関する返答も 2 次案の発表の前にやるとのことだったが、いつになるのか？ 約束は守るべきだ。

市は意見書を出させないようにしている

山崎：説明のついた調書、設計図、重ね図、用途地域、聞き取り調査をした井戸・墓地跡の地図、宅盤図、清算金概要書、移転方法など地権者が意見を書けるような資料が必要だ。

参事：1 次の時は 1 か月間、個別の説明をやった（その後、意見書を書く期間が 1 ヶ月あった）が、2 次案は事務所に来て説明という形はとらないで、地権者に資料が届いてから 3 週間又は 1 ヶ月の間に意見を提出してもらうと考えている。

山崎：期間が短く、これでは意見書が書けない。一軒、一軒の審議もしていない。市はやるべき作業や出来てないことがたくさんある。換地設計案を発表するのはやめるべきだ。

市長は、地権者や住民を追い出し、羽村駅西口を実験場にする気だ

山崎：先導的都市環境形成計画（アンケート）を撤回せよ。「緑に浮かぶ街並み発電所」と記述されているが具体的に説明せよ。

市長：復元される稲荷緑地や散在墓地跡地のポケットパーク化、街路樹による歩道のループ化、及び集中連携型の太陽光発電導入による「まちづくり」として表現した。

また、環境を学ぶ新たな拠点づくりとして、エコフィールドミュージアムの記述をした。平成23年度以降は、この報告書に基づく実証実験を行う。

見解

市長は9月市議会で、「稲荷緑地の復元等にも飛び換地の箇所があり、全てが照応しているとは言えない」と言いだした。地権者を飛び換地させ、追い出し、実証実験をする市長。羽村駅西口は、環境を学ぶ場というより、住民合意もない非人間的な区画整理の見本の間だ。

中根康雄議員

通過道路も全部、権利者に負担させる羽村市

中根：現段階で清算金徴収の最高額と平均額はいくらか？

市長：清算金の最高徴収指数は、8万8千441個。

徴収平均指数は、2万6千979個。

尚、指数一個あたりが何円になるかは、清算事務の段階（事業終了時）で評価員の意見を聞いて定めるので、金額を答える事は出来ない。

見解

市は、1次の個別説明で、1個が羽ヶ上では54円だったが、50円になるか、100円になるか、その時にならなければ分からないと説明。

1個が100円だったら、最高徴収額は、884万4千100円だ！

中根：現計画の減歩・清算金は応分の負担の範囲と断言できるか？

市長：公共減歩（道路などを造るために地権者が出す土地）の 21.99 %と保留地減歩（地権者が土地を提供し、その土地を市が売って事業費に充てる為の減歩 0.28 %）を合わせ 22.27 %と定め、都の認可を受けているので、応分の負担の範囲と考えている。

中根：今までの区画整理は畑でインフラも整備されていない所だったが、西口はインフラが終わっていて、駅にも近く困っていない。この区画整理で利便性が上がるのは（幹線道路等を使う）地区外の人。現場の権利者に全部負担させるのはいかがなものか。2次案が出ても厳しいものがある。

鈴木拓也議員

区画整理のタブー視、市政を預かる者としてまずい！

鈴木：12月11日に行った事業仕分けで、どうして、西口の区画整理が問題にならないのか？仕分けは、市民の目線で市政を見直すのがテーマ。市は西口区画整理を市民の目線でメスを入れるのが怖いのではないか。

企画：区画整理課から仕分け項目として上がっていない。
区画整理は議会で議決し、審議会で議論しているので事業仕分けするのは、ふさわしくない。

見解

仕分けにかけられた事業は、全て議会を通過している。また、区画整理審議会の審議事項は換地に関するのみで、事業費や基本図面のことは権能外として審議させない。市は都合のいい理由で逃げている。

鈴木：様々なプランを検討し区画整理にしたとのことだが、権利者の負担の大きさや予算を検討したのか。結果的に民意に背くことをやっている。市は、西口区画整理について、思考停止になっている。聖域かタブーになっている。市政を預かる方々としてまずい。

見解

羽村市は、平成22年6月に「狭隘道路整備方針」を定め、他の西口地区は、セットバックや隅切り方式で道路の拡幅整備をしている。

多くの反対意見で、2次案を葬ろう！